



福岡県医発第1113号(地)

平成15年 9月 5日



各医師会長 殿

福岡県医師会
会長 関原 敬



精神科救急医療システム整備事業の一部改正等について

時下 益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院群輪番制等により、精神障害者等のための救急医療体制の確保を目的とする精神科救急医療システム整備事業につきましては、平成7年より実施されているところでありますが、今般、同事業実施要綱が別紙のとおり改正され、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等へ通知されるとともに、日本医師会に対してもその了知方依頼がなされた旨、連絡がありましたのでお知らせいたします。

つきましては、貴職におかれましても、本件につきましてご了知いただきますようお願い申し上げます。

日医発第 439 号（地 130）
平成 15 年 8 月 28 日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
坪 井 栄 孝

精神科救急医療システム整備事業の一部改正等について

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、病院群輪番制等により、精神障害者等のための救急医療体制の確保を目的とする精神科救急医療システム整備事業につきましては、平成 7 年より実施されているところであります。

今般、同事業実施要綱が改正され、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長より各都道府県知事等に通知されるとともに、本会に対してもその了知方依頼がありました。

本改正では、まず、精神科救急医療システム連絡調整委員会の構成員として、新たに精神神経科診療所協会が加えられました。

また、外来診療による初期対応の体制整備や入院を必要とする患者への対応のための空床確保等による体制整備を図るため、新規事業として精神科初期救急医療施設事業が創設されました。なお、診療所の場合は、精神病床を有する医療機関との連携により図るものとされております。

さらに、これまで別の事業実施要領により実施していた精神科救急情報センターにおける 24 時間精神医療相談事業が、本事業実施要綱に基づいて実施されることになりました。

つきましては、貴会におかれましても、本件についてご了知いただくとともに、貴会管下郡市区医師会への周知方につき、ご高配賜りますようお願い申し上げます。

障精発第 0820001 号
平成 15 年 8 月 20 日

(社) 日 本 医 師 会 長 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部精神保健福祉課長

精神科救急医療システム整備事業実施要綱の一部改正及び精神科救急情報センターにおける 24 時間精神医療相談事業の実施について

標記について、「精神科救急医療システム整備事業実施要綱の一部改正について」は、各都道府県知事・指定都市市長に、「精神科救急情報センターにおける 24 時間精神医療相談事業の実施について」は、各都道府県・指定都市の精神保健福祉主管部（局）長あて別添（写）のとおり通知したのでご了解願いたい。

障発第 0820001 号
平成 15 年 8 月 20 日

各 $\left(\begin{array}{c} \text{都 道 府 県 知 事} \\ \text{指 定 都 市 市 長} \end{array} \right)$ 殿

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部長

精神科救急医療システム整備事業実施要綱の一部改正について

精神科救急医療システム整備事業については、平成 7 年 10 月 27 日健医発第 1321 号厚生省保健医療局長通知の別紙「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」により実施しているところであるが、平成 15 年度より精神科初期救急医療事業を実施すること等に伴い、「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」を別添新旧対照表のとおり一部改正し、平成 15 年 4 月 1 日から適用することとしたので通知する。

精神科救急医療システム整備事業の実施について（平成7年10月27日健医発第1321号厚生省保健医療局長通知）新旧対照表

改 正 案	現 行
別紙 精神科救急医療システム整備事業実施要綱 1 目的 精神科救急医療システム整備事業は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が地域の実情に応じて病院群輪番制等による精神科救急医療施設を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。 3 事業の内容 この事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成11年法律第65号)により創設された移送制度を盛り込むなど、概ね以下の内容を有するシステムを24時間体制により構築するものとする。 なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。 (1)精神科救急医療システム連絡調整委員会 精神科救急医療システムの円滑な運営を図るための精神科救急医療システム連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、<u>精神神経科診療所協会</u>、消防機関等の関係者によって行われるものである。 なお、この委員会は、従来の救急医療対策における関係機関による連絡会議等との間で、移送制度を含め、十分な連携及び調整を図ること。 (2)精神科救急情報センター <u>ア 精神科救急情報センター</u> 精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者	別紙 精神科救急医療システム整備事業実施要綱 1 目的 精神科救急医療システム整備事業は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が地域の実情に応じて病院群輪番制等による精神科救急医療施設を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。 2 事業の実施主体 この事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。 3 事業の内容 この事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成11年法律第65号)により創設された移送制度を盛り込むなど、概ね以下の内容を有するシステムを24時間体制により構築するものとする。 なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。 (1)精神科救急医療システム連絡調整委員会 精神科救急医療システムの円滑な運営を図るための精神科救急医療システム連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神病院協会、消防機関等の関係者によって行われるものである。 なお、この委員会は、従来の救急医療対策における関係機関による連絡会議等との間で、移送制度を含め、十分な連携及び調整を図ること。 (2)精神科救急情報センター 精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基

改 正 案	現 行
福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療システムの中核となる機関に整備するものとし、当該機能を的確に実施するため、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。 イ 24時間精神医療相談 <u>アに掲げる精神科救急情報センターにおいて、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、次に掲げる24時間精神医療相談事業を併せて実施するなど、相談体制の強化に努めること。</u> <u>(ア)24時間精神医療相談窓口</u> <u>この事業により整備される医療相談窓口(以下「相談窓口」という。)は、休日、夜間等における精神障害者及び家族等からの緊急的な相談に対して、当該精神障害者の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うよう努めるものとする。</u> <u>(イ)相談体制</u> <u>相談窓口は、原則24時間体制とし、相当程度の精神科診療経験を有する医師、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。</u> <u>ただし、医師を常時配置することが困難な場合においては、医師以外の相談窓口に従事する者が受けた精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるよう体制(精神科医のオンコール等による。)を整えるものとする。</u> <u>(ウ)24時間精神医療相談窓口の周知</u> <u>相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報し、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう周知に努めるものとする。</u> なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。 (3)精神科救急医療施設 精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な精神病院の中から、地域	づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療システムの中核となる機関に整備するものとし、当該機能を的確に実施するため、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。 <u>また、精神障害者の疾患の重篤化を軽減する観点から、別に定める24時間精神医療相談事業を併せて実施するなど、相談体制の強化に努めること。</u> なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。 (3)精神科救急医療施設 精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な精神病院の中から、地域

改 正 案	現 行
の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、病院群輪番制等により実施することとする。 精神科救急医療施設として指定された精神病院は、入院治療を必要とする者を含む重症の精神科救急患者の医療対応ができる体制(精神保健指定医のオンコール等による。)を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。 なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。 (4)精神科初期救急医療施設 精神科初期救急医療施設は、精神科医療施設の中から、地域の实情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、輪番制等により実施することとする。 精神科初期救急医療施設として指定された施設は、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。 また、入院を必要とする患者に適切に対応できるよう空床確保等により、その体制を図るものとする。なお、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関とその連携により図るものとする。 (5)搬送体制 法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。 (6)支援病院の確保 精神科救急医療システムの円滑な運営を図るため、精神科救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。 4 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。	の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、病院群輪番制等により実施することとする。 精神科救急医療施設として指定された精神病院は、<u>緊急受診者への対応</u>ができる体制(精神保健指定医のオンコール等による。)を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。 なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。 (4)搬送体制 法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。 (5)支援病院の確保 精神科救急医療システムの円滑な運営を図るため、救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。 4 経費の負担 都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

別紙

精神科救急医療システム整備事業実施要綱

健医発第 1 3 2 1 号
平成 7 年 1 0 月 2 7 日
一部改正 障 第 3 8 7 号
平成 1 0 年 7 月 6 日
一部改正 障 第 2 4 4 号
平成 1 2 年 3 月 3 1 日
一部改正 障 発 第 0 3 2 7 0 0 7 号
平成 1 4 年 3 月 2 7 日
一部改正 障 発 第 0 8 2 0 0 0 1 号
平成 1 5 年 8 月 2 0 日

1 目的

精神科救急医療システム整備事業は、都道府県又は指定都市(以下「都道府県等」という。)が地域の実情に応じて病院群輪番制等による精神科救急医療施設を整備し、緊急な医療を必要とする精神障害者等のための精神科救急医療体制を確保することを目的とする。

2 事業の実施主体

この事業の実施主体は、都道府県等とする。ただし、事業の内容に応じて、その一部を都道府県等が適当と認める団体に委託できるものとする。

3 事業の内容

この事業は、一般の救急医療体制の中で実施することを原則とするが、精神科医療施設の分布状況等を勘案し、地域の実情に応じて実施できることとし、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律等の一部を改正する法律(平成 1 1 年法律第 6 5 号)により創設された移送制度を盛り込むなど、概ね以下の内容を有するシステムを 2 4 時間体制により構築するものとする。

なお、指定都市を有する道府県においては、当該市と有機的連携をもって本事業の実施に努めるものとする。

(1)精神科救急医療システム連絡調整委員会

精神科救急医療システムの円滑な運営を図るための精神科救急医療システム連絡調整委員会を設けること。この委員会は、都道府県、指定都市、医師会、精神科病院協会、精神神経科診療所協会、消防機関等の関係者によって行われるものである。

なお、この委員会は、従来の救急医療対策における関係機関による連絡会議等との間で、移送制度を含め、十分な連携及び調整を図ること。

(2)精神科救急情報センター

ア 精神科救急情報センター

精神障害者又は保護者等からの相談窓口や精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号。以下「法」という。)に基づく移送を適正かつ円滑に実施するための精神保健指定医、応急入院指定病院等との連絡調整機能等を、「精神科救急情報センター」として公立病院、精神保健福祉センター、保健所など精神科救急医療システムの中核となる機関に整備するものとし、当該機能を的確に実施するため、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。

イ 24時間精神医療相談

アに掲げる精神科救急情報センターにおいて、精神障害者の疾病の重篤化を軽減する観点から、次に掲げる24時間精神医療相談事業を併せて実施するなど、相談体制の強化に努めること。

(ア)24時間精神医療相談窓口

この事業により整備される医療相談窓口(以下「相談窓口」という。)は、休日、夜間等における精神障害者及び家族等からの緊急的な相談に対して、当該精神障害者の症状の緩和が図れるよう適切に対応するとともに、必要に応じて医療機関の紹介や受診指導を行うよう努めるものとする。

(イ)相談体制

相談窓口は、原則24時間体制とし、相当程度の精神科診療経験を有する医師、精神保健福祉士等の精神保健福祉施策に精通した者を置くものとする。

ただし、医師を常時配置することが困難な場合においては、医師以外の相談窓口に従事する者が受けた精神医療相談に、迅速かつ適切に対応できるよう体制(精神科医のオンコール等による。)を整えるものとする。

(ウ)24時間精神医療相談窓口の周知

相談窓口は、管内の行政機関や医療機関等を通じて広報し、精神障害者及び家族等が十分に活用できるよう周知に努めるものとする。

なお、当該機能の整備に当たっては、既に整備されている相談窓口等の活用を妨げるものではない。

(3)精神科救急医療施設

精神科救急医療施設は、本事業が実施可能な精神病院の中から、地域の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、病院群輪番制等により実施することとする。

精神科救急医療施設として指定された精神病院は、入院治療を必要とする者を含む重症の精神科救急患者の医療対応ができる体制(精神保健指定医のオンコール等による。)を整えるものとし、入院を必要とする場合には入院させることができるよう空床を確保することとする。

なお、法第33条の4の規定により都道府県知事又は指定都市市長が指定した応急入院指定病院については、本事業の趣旨に鑑み原則として精神科救急医療施設として指定を行い、本事業に積極的に参画することとする。

(4)精神科初期救急医療施設

精神科初期救急医療施設は、精神科医療施設の中から、地域の実情に応じて都道府県知事又は指定都市市長が指定し、輪番制等により実施することとする。

精神科初期救急医療施設として指定された施設は、外来診療によって初期精神科救急患者の医療対応ができる体制を整えるものとする。

また、入院を必要とする患者に適切に対応できるよう空床確保等により、その体制を図るものとする。なお、診療所にあつては、精神病床を有する医療機関との連携により図るものとする。

(5)搬送体制

法第34条に関する搬送体制の整備を図るとともに、消防機関又は精神科救急医療施設等の協力を得ながら、患者を速やかに搬送することが可能な体制を整備するものとする。

(6)支援病院の確保

精神科救急医療システムの円滑な運営を図るため、精神科救急医療を終了した者については転院させることができるよう、必要に応じ支援病院を指定するなどその確保に努めること。

4 経費の負担

都道府県等がこの実施要綱に基づき実施する事業に要する経費については、厚生労働大臣が別に定める「精神保健費等国庫負担(補助)交付要綱」に基づいて、予算の範囲内で国庫補助を行うものとする。

障精発第 0820001 号

平成 15 年 8 月 20 日

各 $\left[\begin{array}{l} \text{都道府県} \\ \text{指定都市} \end{array} \right]$ 精神保健福祉主管部（局）長 殿

厚生労働省社会・援護局

障害保健福祉部精神保健福祉課長

精神科救急情報センターにおける 24 時間精神医療相談事業
の実施について

標記については、平成 7 年 10 月 27 日健医発第 1321 号厚生省保健医療局長通知「精神科救急医療システム整備事業実施要綱」（以下「実施要綱」という。）の一部改正に伴い実施要綱に基づき実施することとし、平成 14 年 3 月 27 日障精発第 0327002 号本職通知を廃止する。